

消火活動に支障を生ずる^{とう}洞道等の指定

平成15年4月1日

消防局告示第5号

衣浦東部広域連合火災予防条例第65条第1項の規定により、消防長が消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして指定する^{とう}洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（以下「^{とう}洞道等」という。）は、通信ケーブル等の敷設、改修工事又は維持管理のため通常、人が出入りすることのできるもので、下記のとおり指定する。

記

- (1) ^{とう}洞道その他これらに類する地下の工作物（以下「地下の工作物」という。）で、その長さ（^{とう}洞道と地下の工作物が接続するものにあっては、その長さの合計）が50メートル以上のもの
- (2) 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。）並びに共同溝に接続する^{とう}洞道及び地下の工作物
- (3) 前2号以外で消防長が特に必要と認める^{とう}洞道等